

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第4回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

- 1 日時  
2月16日（月）午後2時30分から午後3時50分まで
- 2 場所  
東京高等裁判所第2中会議室
- 3 出席者  
（分科会長）永井紀昭  
（委員）上田廣一，上原敏夫，塩谷國昭，長谷川真理子  
（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，  
横山東京高裁総務課専門官  
（説明者）山名東京高裁事務局長
- 4 議題
  - (1) 報告
    - ア 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申内容等について
    - イ 第7回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における弁護士任官候補者の情報収集の在り方についての協議結果について
  - (2) 協議
    - ア 平成16年10月期の弁護士任官候補者の情報収集について
  - (3) 次回の予定について
- 5 審議資料
  - (1) 平成16年2月13日付け最高裁判所事務総局総務局第一課長通知「裁判官指名候補者に係る名簿の送付等について」
  - (2) 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について（依頼文書案1，2）
  - (3) 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼文書案3，5）
  - (4) 裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供について（依頼文書案4）
- 6 議事
  - (1) 報告  
庶務（安原東京高裁総務課長）から，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申内容等及び第7回指名諮問委員会における弁護士任官候補者の情報収集の在り方についての協議結果について，報告

がなされた。

(2) 協議

東京地域委員会第1分科会管内で平成16年10月1日付けで弁護士から判事又は判事補への任官を希望している者(以下「任官希望者」という。)については、協議の結果、次のとおり情報収集を行うこととされた。

ア 東京高等裁判所，東京高等検察庁，並びに，任官希望者の所属弁護士会に対応する地方裁判所，家庭裁判所及び地方検察庁に対し，別紙1の依頼文書案1の書式により，所属する裁判官又は検察官が任官希望者の指名の適否に関する情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，その有する情報を受け付ける旨の周知を依頼する。

イ 任官希望者が作成して指名諮問委員会に提出した担当事件リストが指名諮問委員会から東京地域委員会に提供されたときには，前回と同様に，上記アの周知依頼先に担当事件リストを送付するほか，任官希望者の所属弁護士会に対応しない裁判所に係属する事件については，事件の係属裁判所(但し，東京地域委員会所管以外のものを除く。)に対しても，別紙2の依頼文書案2の書式により担当事件リストを送付して周知を依頼する。

ウ 指名諮問委員会の協議結果のとおり，上記ア及びイに加えて，上記リストに記載された各事件の相手方代理人に，別紙3の依頼文書案3の書式により，任官希望者の指名の適否に関する情報の提供を依頼する。

なお，同案3に「提供された情報の内容と提供者の氏名は，任官希望者には明らかにしない」旨を明記した方がよいのではないかとの意見が出たが，記載しなくても当然そのように理解されるであろうとされた。

エ 当地域委員会から任官希望者あてに，別紙4の依頼文書案4の書式により，同人の弁護士活動の実情を承知している者の住所，氏名及び任官希望者との関係を記載した書面を当地域委員会に提出することを依頼する。

なお，任官希望者が氏名等を提供する上記の者の人数については，「推薦文提出の場合，3人の推薦人を求める場合が多い。」「人数は限定せず，提供された中から地域委員会の方で依頼先を選択すればよいのではないか。」「地域委員会が情報提供者を選択するのはいかがか。」等の意見が出たが，協議の結果，「5名程度」の「任官希望者の弁護士活動の実情を承知している者」の氏名等の情報を求めるのが妥当であるとされた。

「地域委員会が情報提供者を選択するのはいかがか。」等の意見が出たが，協議の結果，「5名程度」の「任官希望者の弁護士活動の実情を承知している者」の氏名等の情報を求めるのが妥当であるとされた。

また，どのような者について氏名を提供してもらうのが相当かという点については，「弁護士に限る必要はないのではないか。」「例示的な列挙に止めた方がよいのではないか。」との意見が出され，協議の結果，対象者は，弁

護士とした上で、例示することとした。

さらに、「任官希望者本人ではなく、弁護士会長宛に依頼してはどうか。」との意見も出たが、任官希望者本人に依頼することとされた。

オ 任官希望者から上記エの書面が提出されたときには、同書面に記載された各弁護士に対し、別紙5の依頼文書案5の書式により、任官希望者の指名の適否に関する情報の提供を依頼する。

上記ア、イ、ウ及びオの情報の受付について、受付期限を4月30日までとし、その間に受け付けた情報に関して早急に検討を要する事項があるときは、分科会長が、必要に応じて他の委員の意見を参考にしながら、追加調査の必要の有無や分科会の追加招集等を検討して確定することとされた。

なお、従前の例では、提出を求める情報については「特段」の情報としていたが、これでは有益な情報が出にくくなるとの指摘があり、検討の結果、豊富に情報を収集する必要があるとの観点から、上記ア、イ、ウ及びオで提供を求める情報については、「特段」の情報という制限を設けないこととされた。

(3) 次回の予定等について

次回の当分科会は、5月10日(月)午前10時から、第2中会議室において開催されることになった。

別紙 1

( 案 1 )

平成 1 6 年 2 月 日

東京高等裁判所長官 殿	} 《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依頼 )

この度、平成 1 6 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

つきましては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを追って送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

( 期 )

## 2 情報受付の要領

### (1) 情報の受付期間

平成16年4月30日まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)及び情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接に当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送(親展表示)又は持参していただく方法による。

## 別紙 2

( 案 2 )

平成 1 6 年 2 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依頼 )

この度、平成 1 6 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

つきましては、貴庁所属の裁判官に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

### 1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

### 2 情報受付の要領

#### (1) 情報の受付期間

平成 1 6 年 4 月 3 0 日まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報

がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接に当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。

【担当事件リスト 添付】

## 別紙 3

( 案 3 )

平成 1 6 年 2 月 日

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 1 6 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

つきましては，任官希望者が担当した別紙の事件を通じて，貴職が任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

### 1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

### 2 情報受付の要領

#### (1) 情報の受付期間

平成 1 6 年 4 月 3 0 日まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

#### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記



載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長  
に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。

**【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を別紙として添付】**

## 別紙 4

### ( 案 4 )

平成 1 6 年 2 月 日

弁護士

殿 《任官希望者氏名を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に  
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 1 6 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに  
伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼があり  
ました。

つきましては、貴殿の弁護士活動の実情を承知している方に対して当地域委員会  
が弁護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されるため、お手数ですが、  
下記に記載する事項に該当する 5 名程度の弁護士の住所、氏名及び本人との関係を  
記載した書面を、2 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会  
の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送（親展表示）又は持参  
していただく方法で御提出ください。

#### 記

次の例に該当するような、貴殿の弁護士活動の実情を承知する弁護士

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所  
を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁

護士)

- 3 直近3年以内の主たる弁護活動について共同で行ったことのある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において共に活動を行ったことのある弁護士

## 別紙 5

( 案 5 )

平成 1 6 年 2 月 日

弁護士 殿

《候補者の弁護士活動の実情を承知している者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 1 6 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

つきましては，任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

### 1 任官希望者

東京弁護士会所属 ( 期 )

### 2 情報受付の要領

#### (1) 情報の受付期間

平成 1 6 年 4 月 3 0 日まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

#### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記載した書面を，各個人から直接に当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。